

災害特報 No. 6

【緊急！】消費者トラブル注意報 第53号

あわてないで！ 補修工事の契約は十分検討して。

地震発生後、県には様々な相談が寄せられています。契約をする場合は、慌てずに、工事の内容等を確認し、見積書を複数の事業者から取るなど慎重に対応してください。不明な点があれば、県消費生活センター等に相談してください。

今回の地震にあたり、実際にあったケース

①地震で自宅の屋根瓦が損壊して、ブルーシートで応急措置をしていたら、業者が突然訪ねてきて、しつこく勧誘された。また来たらどうしたらよいのだろう。

消費者へのアドバイス

訪問販売においては、消費者が当該契約を締結しない旨の意思を示した場合、再び契約の勧誘することは特定商取引法により禁止されています。それでも勧誘するようであれば、「事業者名」、「連絡先」、「担当者」を確認のうえ、県消費生活センターや各市町村消費生活センター・相談窓口あるいは警察にご連絡ください。

また、断るときは、「いいです。」や「結構です。」とあいまいに断るのではなく、「お断りします。」と明確に伝えましょう。

②工事業者が訪問してきて、屋根工事の勧誘があった。契約すれば応急措置をしてくれるとのことであり、雨漏りの心配もあったので、考える暇もなく契約してしまった。後日、調べてみると、一般的な価格よりも高額だったので、解約したい。

消費者へのアドバイス

勧誘されても、その場ですぐに頼まず、工事の内容や費用について書面で確認するとともに、複数の業者から見積を取ったり、家族に相談して、しっかりと検討しましょう。なお、訪問販売の場合はクーリング・オフの対象となります。

③最近携帯電話に「あなたに義援金を支払いたい。金融機関の口座番号、氏名、住所、生年月日を返信してほしい」というメールが送られてきた。信じてよいか。

消費者へのアドバイス

義援金にかかわらず、「お金をあげる」等の不審なメールを受信したら、不用意に個人情報を伝えることはやめましょう。有料サイトへ誘導され、有料ポイントを買わされ、気づいた時には高額な利用料を支払わされたなどの被害が多数報告されています。不審なメールが続くようであれば、迷惑メールブロック機能等の使用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。

○消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら、熊本県消費生活センターにご相談ください。
相談電話096-383-0999
平日：午前9時～午後8時（面談は午前9時～午後5時まで）
土・日・祝 午前9時～午後5時（電話相談のみ）